

第1 審査会の結論

実施機関が行った公文書部分開示決定により非開示とした部分のうち、「締結者の代表者の印影」を非開示としたことは妥当であるが、下記の部分は開示すべきである。

記

- 1 締結担当者の役職名
- 2 締結担当者の氏名
- 3 締結者の社印の印影

第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和元年9月5日実施機関に対し、下記文書の開示請求を行った。

記

平成18年桑名駅東西自由通路・橋上駅舎化についての桑名市長と東海旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）との各協定書

2 公文書部分開示決定

実施機関は、協定の締結者であるJRと近鉄に対し、上記公文書の開示についての意見照会を行った上、令和元年10月17日付けで公文書部分開示決定を行い、以下の部分が非開示とされた。

- ① 締結担当者の役職名
- ② 締結担当者の氏名
- ③ 締結者の社印の印影
- ④ 締結者の代表者の印影
- ⑤ 駅舎内のレイアウト

3 本件審査請求

審査請求人は、令和元年11月7日付けで本件審査請求を行った。

審査請求の趣旨および理由を要約すると以下のとおりである。

(1) 部分開示決定中、以下の部分は開示されるべきである。

- イ 締結担当者の役職名
- ロ 締結担当者の氏名
- ハ 締結者が用いた印鑑の印影

(2) 理由

イについて

桑名市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号に規定する「法人その他の団体に関する情報」であるが、「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位若しくは事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの」には該当しない。

ロについて

法人その他の団体の役職者の氏名は、条例第7条第2号に該当するが、アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、条例第7条第4号にも該当しない。

ハについて

印影が、締結文書の成立要件となっており、その有効性を判断するために印影の開示は必要である。

(3) 実施機関の弁明の要旨

イ・ロについて

締結者の役職・氏名は、合わせて開示すれば特定の個人が識別され、または識別し得るため、条例第7条第2号本文に該当し、同号アからウのいずれにも該当しない。

ハについて

条例第7条第3号に該当し、同号アからウのいずれにも該当しない。締結文書の有効性は、開示文書の内容で判断できる。

第3 審査会の判断

1 締結担当者の役職名について

条例第7条第3号本文に規定する「法人その他の団体に関する情報」であるが、役職名を「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」には該当しないことは明らかである。よって、開示すべきである。

もっとも、役職者の氏名と合わせて開示されれば、個人が識別されるが、その点については、次項に述べるとおりである。

2 締結担当者の氏名について

対象となっているのは、いずれも、締結担当者であるＪＲと近鉄の代表者の氏名であり、条例第7条第2号本文には該当する。しかしながら、法人の代表者の氏名は、一般に周知されており、ましてＪＲ、近鉄の代表者の氏名であれば、誰でも容易に知り得るものである。従って、同号ただし書きアの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。よって、開示すべきである。

3 印影について

審査請求人、実施機関とも、印影について、社印の印影か、代表者の印影なのかの区別をつけていないが、両者は区別して考えるべきである。

(1) 社印の印影について

近鉄との協定書には、代表者の印影と並列して社印の印影が存在する。実施機関は、この社印の印影を含め、印影は非開示としているが、社印の印影は、営業上自らが公表しているのが通例であり、開示しても、条例第7条第3号本文に定める、法人等の競争上の地位、事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。よって、開示すべきである。なお、意見照会を受けた2法人のうち1法人については、実施機関の照会に対し、社印の印影の非開示は求めている点を付言しておく。

(2) 法人の代表者の印影

法人の代表者の印影は、当該法人が協定を締結したことを証明するものであり、一般に登記所に登記された法人の代表印（実印）が使用される。

法人の代表者の印影は、法人の取引において、契約書等の重要な書面に押捺されるものである。一旦開示されてしまえば、現代社会においては精巧に模倣されるリスクがあり、模倣された代表者の印影が悪用されることで、当該法人の競争上の地位、事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第3号本文に該当する。さらに、当該印影について、同号ただし書きに定める、開示すべき公益上の必要性は認められない。

よって、実施機関が、法人の代表者の印影を非開示とした点は是認できる。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 12 月 6 日	・ 実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
12 月 11 日	・ 審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
12 月 20 日	・ 審査請求人から意見書及び審査会出席申請書受理
令和 2 年 1 月 22 日	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明の聴取 ・ 審議 (第 1 回審査)
2 月 7 日	・ 答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学教授
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁護士
委 員	藤 本 直 記	税理士